

岡山大学校友会クラブ公認資格要項

(平成29年3月13日 幹事総会決定)

(構 成 員)

第1 その団体活動に積極的に関わっている、入学から4年以内（医学部・歯学部は6年以内）の本学学生5名以上で構成する団体であること。

- ① 団体結成・継続届に記入する責任代表者5名は、他クラブとの兼任を認めない。
- ② 「積極的に」とは、名前だけ貸し、実際には活動していない構成員（幽霊部員）は含めないという主旨である。

(顧 問)

第2 本学教員である顧問を有していること。（岡山大学学部共通規程第9条に規定する団体の結成手続において顧問教員に同意した教員とする。）

- ① 団体結成・継続届の署名捺印があっても、顧問を撤回する意志を表明した時点で、それは顧問とは認めない。

(資格要件の喪失に伴う資格審査)

第3 上記1, 2の要件を満たさなくなったクラブは、直ちに所属する会の総務委員会に書面をもってその旨を通知しなければならない。通知を受けた総務委員会は、その旨を他方の総務委員会に連絡し、総務協議会を経て、幹事総会において資格審査を行い、出席者の3分の2以上の賛成があれば当該年度（翌年5月末日まで）限り、公認剥奪処分を保留することとする。当該年度内に資格要件が改善されない場合は、公認剥奪とする。

(公認剥奪処分と部室使用)

第4 幹事総会の資格審査において公認剥奪となったクラブは、1週間以内に部室を退去しなければならない。なお、幹事総会において特別に認められた場合は、部室の継続使用はできるものとする。ただし、部室の継続使用は、当該年度限りとする。

(廃止の公開)

第5 幹事総会は、校友会公認クラブの廃止を決定した場合（岡山大学校友会会則第34条第1項ただし書き）、全学に公開するとともに、学長に届け出るものとする。